

# 令和4年度 部活動について

中郷中保健体育部

## (1) 部活動顧問

部活動名	顧問	副顧問
吹奏楽	林 政文	大山 あいか
バスケットボール男子	中野 裕平・赤崎 雅代	
バスケットボール女子	赤崎 雅代・中野 裕平	
バレーボール	高岡 伸吾	横山 明博
サッカー	中村 和人	高岡 伸吾
軟式野球	安楽 潤郎	
ソフトテニス男子	西岡 知雄	朝倉 大聖
ソフトテニス女子		茨木 美沙希
陸上	甲斐 雄也	横山 明博
校外部活動関係	中小路由布子・藏屋 瑞代・大山 あいか	

## (2) 活動時間（開始時間A校時6時間の場合16時45分までにスタート）

期 間	終了時間	校門通過時刻
4月～10月（秋季大会終了時点まで）	18：45	19：00
10月（秋季大会終了時点）～ 11月・3月	18：30	18：45
12月～2月	18：15	18：30

- ① 顧問が活動場所に不在の時は、副キャプテンはその日の欠席、遅刻等を把握し顧問に必ず報告する。「今日の欠席は〇〇です。〇〇は△の用事で遅れます。」キャプテンは、練習メニューを進める。
  - \* 体育の授業を見学した場合は、原則部活動も見学とする。
- ② 顧問が不在の時は、定められた終了時間を守り、片付けまできちんとおこなう。キャプテンは、活動終了の報告を職員室の副顧問の先生もしくは職員室にいらっしゃる先生に必ず報告する。
  - \* 報告者は原則、副キャプテンとするが、不在の時はキャプテンもしくは部員が代わりに報告する。
- ③ 部活動終了後15分後までに校門を通過する。
- ④ 各部顧問で下校指導を行う。
- ⑤ 大会2週間前の週は、学校長の許可、保護者の承認を得て、昼練の許可、放課後練習時間を延長できる。（最長19時30分を目途に）
  - \* 但し、生徒の体調を把握し、顧問が必ずついて指導することを条件とする。
  - \* 下校時間が遅くなる時には後援会との連携を十分にとる。特に女子は配慮する。
- ⑥ 中間テスト3日前、期末テスト5日前は活動停止とする。ただし、大会1週間前は、学校長の許可を得て昼休みもしくは放課後練習をすることができる。
  - \* 但し、顧問が必ずついて指導することを条件とする。
  - \* 放課後練習する場合は、最大1時間程度の練習とし、顧問は下校指導を行う。

## (3) 休日について

- ① 原則として、第3日曜（家庭の日）は、活動しない日とする。
- ② 原則として、水曜日（リフレッシュデイ）、土日いずれかの休養日を設ける。
- ③ 土日連続で活動した週は、原則として月曜日を休養日とする。
- ④ 練習時間については、原則として平日は2時間、休日は3時間以内とする。（練習試合等は除く）

- (4) 部室の使用について
- ① 部室での飲食を禁止する。
  - ② 部室の掃除については各部ごとにしっかりと行う。月に一度は顧問が確認をする。
  - ③ 必ず鍵をかけ、キャプテン・顧問が鍵の管理を行う。
  - ④ 清掃時間、部活動時間外は部室には入らない。必要があれば、顧問に了解を得る。(原則顧問の目の届く場所で)
- ※ 上記のことを違反した部活動は、1週間の部室使用停止とする。

- (5) 昼食について
- ① 昼食は弁当。飲み物は水筒持参とし、お茶、水、スポーツ飲料に限る。(ペットボトル不可)
  - ② 登下校中に買うことのないように準備する。
  - ③ ごみは各自持ち帰ること。
  - ④ 休日でない日の食事場所は、各顧問が指定した場所で食べるようにする。(片付の指導)

- (6) 部活動での服装
- 練習着は、中郷中学校としての体育服及びジャージを基本とする。ただし、部活動に適したものであれば、部顧問の判断により許可する。また、ジャージや防寒着をそろえる場合には、保護者と話し合い負担にならないように配慮する。

- (7) 部活動停止の程度について
- ① 問題行動が発生した場合→3日、1週間、1週間以上の部活動停止
  - ② 問題行動の内容と部活動停止の基準

<ul style="list-style-type: none"> <li>・喫煙、万引き等(1週間)</li> <li>・眉そり、染髪(1週間)</li> <li>・不要物持ち込み(3日)</li> <li>・交通ルール、マナー違反(3日以上)</li> <li>・公共物破損(場合によって3日及び弁償)</li> <li>・その他校則に違反する行動で改善が見られない場合(相談)</li> </ul>
---

※ 問題が発生した状況や内容によって上記の停止期間は異なることも考えられることから顧問会で十分相談し、校長の決裁を得る。

- (8) 問題行動が発生した場合の大会及び文化的行事への参加について
- ① 法律に違反する行為(喫煙・万引き・飲酒・窃盗・故意の公共物破損など)があった場合は、次回の大会及び文化的行事に参加できない。  
ただし、次回の大会までの期間が長い場合は、部顧問会で十分に検討する。
  - ② 校則に違反する行為があった場合は、生徒の様子、大会までの期間、部の状況に応じて顧問会で協議し十分に検討する。
  - ③ 大会への出場については部顧問会で十分検討し、最終的に校長が判断する。

- (9) 令和4年度 新入生の部活動入部について

4月 11(月)～4月22日(金)	見学・体験入部期間
4月 11(月)～4月22日(金)	入部願提出期間

- ① 見学・体験入部の時間は、平日17時30分までとする。
- ※ 顧問・副顧問の先生が不在の場合は、新入生は見学のみで体験活動はできない。
- ② 1年生の正式入部は原則として4月22日(金)までとし、この日から18時45分までの活動となる。
- ※ 入部願提出期間に入部届を提出した生徒については、各顧問の判断で18時45分まで活動することができる。また、土・日の練習に参加することもできる。
- ③ 入部届については、2・3年生も提出する。4月7日(木)～4月11日(月)  
学級担任に提出 → 職員室壁側の紙袋に入れる